

新規上場申請のための四半期報告書

(第11期第1四半期)

株式会社ROXX

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永守幸 殿

【提出日】 2024年8月19日

【四半期会計期間】 第11期第1四半期（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）

【会社名】 株式会社ROXX

【英訳名】 ROXX. inc

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中嶋 太朗

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03-6777-7070

【事務連絡者氏名】 取締役 上級執行役員 SVP of Corporate 山田 浩輝

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03-6777-7070

【事務連絡者氏名】 取締役 上級執行役員 SVP of Corporate 山田 浩輝

目 次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	3
第3【提出会社の状況】	4
1【株式等の状況】	4
(1)【株式の総数等】	4
①【株式の総数】	4
②【発行済株式】	4
(2)【新株予約権等の状況】	11
①【ストックオプション制度の内容】	11
②【その他の新株予約権等の状況】	11
(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	11
(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】	12
(5)【大株主の状況】	12
(6)【議決権の状況】	12
2【役員の状況】	13
第4【経理の状況】	14
1【四半期財務諸表】	15
(1)【四半期貸借対照表】	15
(2)【四半期損益計算書】	17
【第1四半期累計期間】	17
2【その他】	22
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	23
四半期レビュー報告書	卷末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期 累計期間	第10期
会計期間	自 2023年10月 1 日 至 2023年12月31日	自 2022年10月 1 日 至 2023年 9月30日
売上高 (千円)	714, 433	2, 075, 781
経常損失 (△) (千円)	△196, 436	△742, 951
四半期 (当期) 純損失 (△) (千円)	△197, 263	△746, 359
資本金 (千円)	178, 998	99, 000
発行済株式総数	6, 784, 950	6, 697, 900
普通株式	2, 965, 000	2, 965, 000
A種優先株式	450, 000	450, 000
B種優先株式	295, 000	295, 000
C種優先株式 (株)	455, 000	455, 000
D種優先株式	1, 700, 000	1, 700, 000
D2種優先株式	832, 900	832, 900
E種優先株式	87, 050	—
純資産額 (千円)	275, 847	313, 113
総資産額 (千円)	1, 528, 207	1, 484, 617
1株当たり四半期 (当期) 純損失 (△) (円)	△29. 39	△111. 81
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期) 純損失 (△) (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	18. 0	21. 0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表は作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期) 純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期 (当期) 純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1)財政状態及び経営成績の状況

①業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が進み、景気の緩やかな回復傾向の兆しが見られました。日本国内の有効求人倍率(季節調整値)は2023年9月には1.29倍となり、人材需要は堅調に推移しております。一方で、不安定な世界情勢は長期化しており、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、注視すべき状況が続いております。

このような状況のもと、当社は「時代の転換点を創る」をミッションに掲げ、ノンデスクワーカー向け転職支援プラットフォーム「Zキャリア(旧agent bank)」とオンライン完結型のリファレンス/コンプライアンスチェックサービス「back check」を運営してまいりました。

当第1四半期累計期間においては、「Zキャリア」のプラットフォーム拡大に向けた求職者集客及びAIを活用したプロダクト開発の強化、「back check」のプロダクト開発への投資をおこなってまいりました。

この結果、当第1四半期累計期間における「Zキャリア」の売上高は577,485千円となりました。「back check」の売上高は136,948千円となりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は714,433千円、営業損失は200,951千円、経常損失は196,436千円、四半期純損失は197,263千円となりました。

なお、当社はHR tech事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績の記載をしておりません。

②財政状態の状況

(資産)

当第1四半期累計期間における総資産は1,528,207千円(前年度末比43,589千円の増加)となりました。

流動資産は1,415,672千円(前年度末比47,998千円の増加)となりました。これは主に、現金及び預金の増加40,836千円、前払費用の増加17,982千円、営業未収入金の減少9,340千円によるものであります。

固定資産は112,534千円(前年度末比4,409千円の減少)となりました。これは主にオフィス増床に伴う敷金及び保証金の減少1,307千円によるものであります。

(負債)

当第1四半期累計期間における負債は1,252,359千円(前年度末比80,855千円の増加)となりました。

流動負債は1,174,447千円(前年度末比86,109千円の増加)となりました。これは主に、営業未払金の増加60,928千円、未払金の増加42,162千円、その他の減少14,621千円によるものであります。

固定負債は77,912千円(前年度末比5,254千円の減少)となりました。これは主に長期借入金の減少5,254千円によるものであります。

(純資産)

当第1四半期累計期間における純資産は275,847千円(前年度末比37,265千円の減少)となりました。これは主に、四半期純損失による利益剰余金の減少197,263千円、増資による資本金の増加79,998千円、資本準備金の増加79,998千円によるものであります。

(2)研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発費の総額は38,379千円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
A種優先株式	10,000,000
B種優先株式	5,000,000
C種優先株式	5,000,000
D種優先株式	5,000,000
D2種優先株式	5,000,000
E種優先株式	5,000,000
計	50,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2023年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年8月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,965,000	6,948,170	非上場	単元株式数は1株であります。
A種優先株式	450,000	-	非上場	単元株式数は1株であります。 (注)
B種優先株式	295,000	-	非上場	単元株式数は1株であります。 (注)
C種優先株式	455,000	-	非上場	単元株式数は1株であります。 (注)
D種優先株式	1,700,000	-	非上場	単元株式数は1株であります。 (注)
D2種優先株式	832,900	-	非上場	単元株式数は1株であります。 (注)
E種優先株式	87,050	-	非上場	単元株式数は1株であります。 (注)
計	6,784,950	6,948,170	—	—

(注) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、D2種優先株式及びE種優先株式の内容

(1) 残余財産の分配

- ① 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録質権者」という。）、B種優先株式の保有者（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録質権者」という。）、C種優先株式の保有者（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録質権者」という。）、D種優先株式の保有者（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録質権者」という。）及びD2種優先株式の保有者（以下「D2種優先株主」という。）又はD2種優先株式の登録株式質権者（以下「D2種優先登録質権者」という。）及びE種優先株式の保有者（以下「E種優先株主」という。）又はE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の1株当たりの払

込金額の1倍に相当する金額（以下「A種優先分配額」という。）を、B種優先株式1株につき、B種優先株式の1株当たりの払込金額の1.5倍に相当する金額（以下「B種優先分配額」という。）を、C種優先株式1株につき、C種優先株式の1株当たりの払込金額の1倍に相当する金額（以下「C種優先分配額」という。）を、D種優先株式1株につき、D種優先株式の1株当たりの払込金額の1倍に相当する金額（以下「D種優先分配額」という。）を、D2種優先株式1株につき、D2種優先株式の1株当たりの払込金額の1倍に相当する金額（以下「D2種優先分配額」という。）を、E種優先株式1株につき、E種優先株式の1株当たりの払込金額の1倍に相当する金額（以下「E種優先分配額」という。）を、それぞれ支払う。

② 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主又は普通登録質権者、A種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者、C種優先株主又はC種優先登録質権者、D種優先株主又はD種優先登録質権者及びD2種優先株主又はD2種優先登録質権者及びE種優先株主又はE種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者、C種優先株主又はC種優先登録質権者、D種優先株主又はD種優先登録質権者及びD2種優先株主又はD2種優先登録質権者及びE種優先株主又はE種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、D2種優先株式又はE種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「（3）普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種取得比率、B種取得比率、C種取得比率、D種取得比率、D2種取得比率又はE種取得比率をそれぞれ乗じた額と同額の残余財産を分配する。

③ A種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

(a) A種優先株式の分割、併合又は無償割当が行われたときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当の比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当後の発行済株式総数（自己株式を除く）を株式の分割、併合又は無償割当前の発行済株式総数（自己株式を除く）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当の比率}}$$

(b) A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当を除く。）を行ったときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行A種優先株式数} \times \frac{1}{\text{株当たり払込金額}}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$$

(c) (a)及び(b)における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- ④ B種分配額の調整については、上記③の規定を準用して調整されるものとし、規定中「A種」とあるのは、「B種」と読み替えて適用されるものとする。
- ⑤ C種分配額の調整については、上記③の規定を準用して調整されるものとし、規定中「A種」とあるのは、「C種」と読み替えて適用されるものとする。
- ⑥ D種分配額の調整については、上記③の規定を準用して調整されるものとし、規定中「A種」とあるのは、「D種」と読み替えて適用されるものとする。
- ⑦ D2種分配額の調整については、上記③の規定を準用して調整されるものとし、規定中「A種」とあるのは、「D2種」と読み替えて適用されるものとする。
- ⑧ E種分配額の調整については、上記③の規定を準用して調整されるものとし、規定中「A種」とあるのは、「E種」と読み替えて適用されるものとする。
- ⑨ 残余財産の分配を受ける順位は、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、D2種優先株式及びE種優先株式は同順位とする。但し、（1）による分配をおこなう際の残余財産の総額が、A種優先株式にA種優先分配額を乗じた額、B種優先株式にB種優先分配額を乗じた額、C種優先株式にC種優先分配額を乗じた額、D種優先株式にD種優先分配額を乗じた額、D2種優先株式にD2種優先分配額を乗

じた額及びE種優先株式にE種優先分配額を乗じた額の合計額に満たない場合における分配額は次のとおりとする。

- (a) A種優先株主又はA種優先登録質権者に対する分配額残余財産の総額×{A種投資総額の1.0倍に相当する額÷(A種投資総額の1.0倍に相当する額+B種投資総額の1.5倍に相当する額+C種投資総額の1.0倍に相当する額+D種投資総額の1.0倍に相当する額+D2種投資総額の1.0倍に相当する額+E種投資総額の1.0倍に相当する額)}
- (b) B種優先株主又はB種優先登録質権者に対する分配額残余財産の総額×{B種投資総額の1.5倍に相当する額÷(A種投資総額の1.0倍に相当する額+B種投資総額の1.5倍に相当する額+C種投資総額の1.0倍に相当する額+D種投資総額の1.0倍に相当する額+D2種投資総額の1.0倍に相当する額+E種投資総額の1.0倍に相当する額)}
- (c) C種優先株主又はC種優先登録質権者に対する分配額残余財産の総額×{C種投資総額の1.0倍に相当する額÷(A種投資総額の1.0倍に相当する額+B種投資総額の1.5倍に相当する額+C種投資総額の1.0倍に相当する額+D種投資総額の1.0倍に相当する額+D2種投資総額の1.0倍に相当する額+E種投資総額の1.0倍に相当する額)}
- (d) D種優先株主又はD種優先登録質権者に対する分配額残余財産の総額×{D種投資総額の1.0倍に相当する額÷(A種投資総額の1.0倍に相当する額+B種投資総額の1.5倍に相当する額+C種投資総額の1.0倍に相当する額+D種投資総額の1.0倍に相当する額+D2種投資総額の1.0倍に相当する額+E種投資総額の1.0倍に相当する額)}
- (e) D2種優先株主又はD2種優先登録質権者に対する分配額残余財産の総額×{D2種投資総額の1.0倍に相当する額÷(A種投資総額の1.0倍に相当する額+B種投資総額の1.5倍に相当する額+C種投資総額の1.0倍に相当する額+D種投資総額の1.0倍に相当する額+D2種投資総額の1.0倍に相当する額+E種投資総額の1.0倍に相当する額)}
- (f) (a)、(b)、(c)、(d)及び(e)における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 金銭と引換えにする取得請求権

- ① A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びD2種優先株主は、当社が、事業譲渡又は会社分割により、当社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として、かかる移転の効力発生日又はかかる移転の全ての対価の受領の完了日のいずれか遅い日から15日を経過するまでの期間（以下、「(2)金銭と引換えにする取得請求権」において「取得請求期間」という。）に限り、保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、D2種優先株式及びE種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに「(2)金銭と引換えにする取得請求権」の定めにより金銭を交付することを当社に請求することができる。
- ② 前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当社に交付することによりおこなうものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。
- ③ 「(2)金銭と引換えにする取得請求権」によるA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式又はD2種優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭は、取得請求期間の満了時において「(1)残余財産の分配」に基づき残余財産の分配が行われると仮定した場合に、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、D2種優先株式及びE種優先株式1株に対してそれぞれ分配される額と同額（以下「(2)金銭と引換えにする取得請求権」において「取得金額」という。）とする。
- ④ 「(2)金銭と引換えにする取得請求権」による取得の請求があった場合、当社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、D2種優先株式及びE種優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額をA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、D2種優先株主及びE種優先株主に支払うものとする。但し、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、D2種優先株主又はE種優先株主に支払うべき金額が会社法において支払可能な金額（以下「法定財源」という。）を超える場合には、法定財源を取得金額で除した株式数（1株未満の端数は切り捨てる。）についてのみ「(2)金銭と引換えにする取得請求権」に基づく取得請求権の効力が生じるものとし、その他の株式については取得請求権の行使の効力は生じ

ないものとする。また、複数のA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、D2種優先株主又はE種優先株主が同時に「(2)金銭と引換えにする取得請求権」に基づく取得請求権を行使し、かつ、上記但書の適用を受ける場合には、当社が取得すべき優先株式毎の取得総額は、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、D2種優先株主又はE種優先株式が取得請求した各優先株式の数に各優先株式の取得金額を乗じた額に応じた按分比例の方法により決定される。各A種優先株主について取得請求権の効力が発生するべき株式の数は、A種優先株式の取得総額の範囲内で、各A種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分する方法により決定され、各B種優先株主について取得請求権の効力が発生するべき株式の数は、B種優先株式の取得総額の範囲内で、各B種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分する方法により決定され、各C種優先株主について取得請求権の効力が発生するべき株式の数は、C種優先株式の取得総額の範囲内で、各C種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分する方法により決定され、各D種優先株主について取得請求権の効力が発生するべき株式の数は、D種優先株式の取得総額の範囲内で、各D種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分する方法により決定され、各D2種優先株主について取得請求権の効力が発生するべき株式の数は、D2種優先株式の取得総額の範囲内で、各D2種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分する方法により決定され、各E種優先株主について取得請求権の効力が発生するべき株式の数は、E種優先株式の取得総額の範囲内で、各E種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分する方法により決定されるものとする（なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て、「(2)金銭と引換えにする取得請求権」に基づく取得請求の対象とはしないものとする。）。

⑤ 前各項に定めるほか、当社が会社法第156条から第165条まで（株主との合意による取得）の定めに基づき自己株式の有償での取得をおこなう場合には、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、D2種優先株主及びE種優先株主は、普通株式に優先してそれぞれA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、D2種優先株式又はE種優先株式を取得の対象とすることを請求できるものとする。

（3）普通株式と引換えにする取得請求権

① A種優先株主は、A種優先株主となつた時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下、「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(a) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{A種取得比率} = \times \frac{\text{A種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(b) 前号のA種優先株式の基準価額及び取得価額は、当初はA種優先株式の1株当たりの払込金額とする。

② B種株式の取得請求権については、上記①の規定を準用して調整されるものとし、規定中「A種」とあるのは、「B種」と読み替えて適用されるものとする。

③ C種株式の取得請求権については、上記①の規定を準用して調整されるものとし、規定中「A種」とあるのは、「C種」と読み替えて適用されるものとする。

④ D種株式の取得請求権については、上記①の規定を準用して調整されるものとし、規定中「A種」とあるのは、「D種」と読み替えて適用されるものとする。

⑤ D2種株式の取得請求権については、上記①の規定を準用して調整されるものとし、規定中「A種」とあるのは、「D2種」と読み替えて適用されるものとする。

⑥ E種株式の取得請求権については、上記①の規定を準用して調整されるものとし、規定中「A種」とあるのは、「E種」と読み替えて適用されるものとする。

（4）取得価額等の調整

① 「(3)普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の

定めにより調整される。

(a) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記(i)又は(ii)に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (i) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当による場合、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、D2種優先株式及びE種優先株式の取得請求権の行使、及び潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下「（4）取得価額等の調整」において同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当のための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。
- (ii) 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当を含む。但し、株式無償割当を除く。）。「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後の取得価額は、募集又は割当のための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前取得価額} + \text{新発行株式数} \times \frac{1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(ア)当社の発行済普通株式数（自己株式を除く。）と、(イ)発行済潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。当社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当又は無償割当（株式無償割当を除く。）により行われる場合は、「（3）普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、A種優先株式の発行済株式総数の3分の2以上を有するA種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合には行われない。

(b) 株式の分割、併合又は無償割当による調整

A種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当をおこなう場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当の効力発生日（割当のための基準日がある場合はその日）の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

(c) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）に基づき、合理的な範囲において取得価額及び／又はA種優先株式の基準価額の調整をおこなうものとする。

- (i) 合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合
 - (ii) 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く
 - (iii) 潜在株式等に潜在株式等取得価額が修正される場合
 - (iv) 上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）が判断する場合
- ② B種株式の取得請求権については、上記①の規定を準用して調整されるものとし、規定中「A種」とあるのは、「B種」と読み替えて適用されるものとする。
- ③ C種株式の取得請求権については、上記①の規定を準用して調整されるものとし、規定中「A種」とあるのは、「C種」と読み替えて適用されるものとする。
- ④ D種株式の取得請求権については、上記①の規定を準用して調整されるものとし、規定中「A種」とあるのは、「D種」と読み替えて適用されるものとする。
- ⑤ D2種株式の取得請求権については、上記①の規定を準用して調整されるものとし、規定中「A種」とあるのは、「D2種」と読み替えて適用されるものとする。
- ⑥ E種株式の取得請求権については、上記①の規定を準用して調整されるものとし、規定中「A種」とあるのは、「E種」と読み替えて適用されるものとする。

(5) 普通株式と引換えにする取得

当社は、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、D2種優先株式又はE種優先株式の発行以降、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請をおこなうことが取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の定める日をもって、発行済のA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、D2種優先株式又はE種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、D2種優先株式又はE種優先株式に当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「（3）普通株式と引換えにする取得請求権」及び「（4）取得価額等の調整」の定めを準用する。なお、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、D2種優先株式又はE種優先株式に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

(6) 議決権

- ① A種優先株主は、当社株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「A種種類株主総会」という。）において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- ② B種優先株主は、当社株主総会及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「B種種類株主総会」という。）において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- ③ C種優先株主は、当社株主総会及びC種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「C種種類株主総会」という。）において、C種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- ④ D種優先株主は、当社株主総会及びD種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「D種種類株主総会」という。）において、D種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- ⑤ D2種優先株主は、当社株主総会及びD2種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「D2種種類株主総会」という。）において、D2種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- ⑥ E種優先株主は、当社株主総会及びE種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「E種種類株主総会」という。）において、E種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

会」という。)において、E種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(7) A種種類株主総会

- ① A種種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の過半数をもっておこなう。
- ② 会社法第324条第2項の定めによるA種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の3分の1以上を有するA種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。
- ③ 法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、定款における株主総会に関する規定はA種種類株主総会に準用する。

(8) B種種類株主総会

- ① B種種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるB種優先株主の議決権の過半数をもっておこなう。
- ② 会社法第324条第2項の定めによるB種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるB種優先株主の議決権の3分の1以上を有するB種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。
- ③ 法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、定款における株主総会に関する規定はB種種類株主総会に準用する。

(9) C種種類株主総会

- ① C種種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるC種優先株主の議決権の過半数をもっておこなう。
- ② 会社法第324条第2項の定めによるC種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるC種優先株主の議決権の3分の1以上を有するC種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。
- ③ 法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、定款における株主総会に関する規定はC種種類株主総会に準用する。

(10) D種種類株主総会

- ① D種種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるD種優先株主の議決権の過半数をもっておこなう。
- ② 会社法第324条第2項の定めによるD種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるD種優先株主の議決権の3分の1以上を有するD種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。
- ③ 法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、定款における株主総会に関する規定はD種種類株主総会に準用する。

(11) D2種種類株主総会

- ① D2種種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるD2種優先株主の議決権の過半数をもっておこなう。
- ② 会社法第324条第2項の定めによるD2種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるD2種優先株主の議決権の3分の1以上を有するD2種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。
- ③ 法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、定款における株主総会に関する規定はD2種種類株主総会に準用する。

(12) E種種類株主総会

- ① E種種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるE種優先株主の議決権の過半数をもっておこなう。

- ② 会社法第324条第2項の定めによるE種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるE種優先株主の議決権の3分の1以上を有するE種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。
- ③ 法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、定款における株主総会に関する規定はE種種類株主総会に準用する。

(13) 株式の分割、併合及び株主割当て等

- ① 当社は、株式の分割又は併合をおこなうときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれをおこなう。
- ② 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下「(13) 株式の分割、併合及び株主割当て等」において同じ。）の無償割当てをおこなうときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、D種優先株主にはD種優先株式又はD種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、D2種優先株主にはD2種優先株式又はD2種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、E種優先株主にはE種優先株式又はE種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にておこなうものとする。
- ③ 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、D種優先株主にはD種優先株式又はD種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、D2種優先株主にはD2種優先株式又はD2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、E種優先株主にはE種優先株式又はE種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて与える。

(14) 種類株主総会の決議

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年12月15日 (注)1	E種優先株式 87,050	普通株式 2,965,000 A種優先株式 450,000 B種優先株式 295,000 C種優先株式 455,000 D種優先株式 1,700,000 D2種優先株式 832,900 E種優先株式 87,050	79,998	178,998	79,998	2,360,432

(注)

1. 有償第三者割当増資

割当先 KxShare1号投資事業有限責任組合、KxShareHW投資事業有限責任組合
発行価格 1,838円
資本組入額 919円

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,965,000 A種優先株式 450,000 B種優先株式 295,000 C種優先株式 455,000 D種優先株式 1,700,000 D2種優先株式 832,900 E種優先株式 87,050	2,965,000 450,000 295,000 455,000 1,700,000 832,900 87,050	1株式等の状況 (1)株式の総数等 ②発行済株式 (注) の記載を参照
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	6,784,950	—	—
総株主の議決権	—	6,784,950	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	781, 584	822, 420
売掛金	277, 500	275, 081
営業未収入金	269, 556	260, 216
その他	52, 562	74, 001
貸倒引当金	△13, 530	△16, 047
流動資産合計	1, 367, 673	1, 415, 672
固定資産		
有形固定資産	46, 582	44, 965
投資その他の資産	70, 361	67, 569
固定資産合計	116, 943	112, 534
資産合計	1, 484, 617	1, 528, 207

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	471, 175	532, 104
短期借入金	50, 000	50, 000
1年内返済予定の長期借入金	27, 626	26, 424
未払金	288, 667	330, 830
未払法人税等	3, 407	2, 249
その他	247, 461	232, 839
流動負債合計	1, 088, 338	1, 174, 447
固定負債		
長期借入金	83, 166	77, 912
固定負債合計	83, 166	77, 912
負債合計	1, 171, 504	1, 252, 359
純資産の部		
株主資本		
資本金	99, 000	178, 998
資本剰余金	2, 280, 433	2, 360, 432
利益剰余金	△2, 067, 618	△2, 264, 882
株主資本合計	311, 815	274, 549
新株予約権	1, 298	1, 298
純資産合計	313, 113	275, 847
負債純資産合計	1, 484, 617	1, 528, 207

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間 (自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)	
売上高	714,433
売上原価	96,264
売上総利益	618,169
販売費及び一般管理費	819,121
営業損失（△）	△200,951
営業外収益	
ポイント還元収入	4,856
その他	950
営業外収益合計	5,807
営業外費用	
支払利息	339
株式交付費	787
その他	165
営業外費用合計	1,291
経常損失（△）	△196,436
税引前四半期純損失（△）	△196,436
法人税、住民税及び事業税	827
法人税等合計	827
四半期純損失（△）	△197,263

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

(単位：千円)

当第1四半期累計期間 (自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)	
減価償却費	1,779

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は2023年12月14日付でKxShare1号投資事業有限責任組合及び2023年12月15日付でKxShareHW投資事業有限責任組合から第三者割当増資の払い込みを受けました。この結果、当第1四半期累計期間において、資本金79,998千円及び資本剰余金79,998千円が増加し、当第1四半期会計期間末において資本金が178,998千円、資本剰余金が2,360,432千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）

当社は、HR tech事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、HR tech事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を、サービス区別に分解した情報は以下のとおりであります。

当第1四半期累計期間（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

	サービス区別		合計
	Zキャリア	back check	
売上高			
一時点で移転される財又はサービス	327,839	20,268	348,108
一定期間にわたり移転される財又はサービス	249,645	116,679	366,325
顧客との契約から生じる収益	577,485	136,948	714,433
外部顧客への売上高	577,485	136,948	714,433

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第 1 四半期累計期間 (自 2023年10月 1 日 至 2023年12月 31 日)
1 株当たり四半期純損失 (△)	△29円39銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失 (千円) (△)	△197, 263
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純損失 (千円) (△)	△197, 263
普通株式の期中平均株式数 (株)	6, 711, 146
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できいため、また、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入)

当社は事業の成長に伴う運転資金を確保し、財務基盤の強化を図る事を目的とする借入を実行しました。

借入の概要は以下のとおりであります。

(1) 借入先	UPSIDER BLUE DREAM Growth Fund 1号投資事業有限責任組合
(2) 借入金額	300,000千円
(3) 借入金利	基準金利+スプレッド
(4) 借入実行日	2024年1月16日
(5) 借入期間	2年間
(6) 返済方法	期限一括返済
(7) 担保の有無	無
(8) 保証の有無	無

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年8月9日

株式会社 R O X X

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員 久世浩一

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員 金木覚

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ROXXの2023年10月1日から2024年9月30日までの第11期事業年度の第1四半期会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ROXXの2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上